

市立川西病院跡地活用基本方針策定業務に係る公募型プロポーザル実施要領

令和3年6月

川西市 福祉部 地域福祉課

1 目的

この要領は、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により「市立川西病院跡地活用基本方針策定業務」の委託業者を選定する手続きについて、必要な事項を定める。

なお、本業務に係る委託業者選定に当たっては、専門的な知識、技術力、企画力を踏まえた提案のもと、価格以外の要素も含めて総合的な判断をする必要があることから、広く提案を募集し、最も適切な事業者を本業務の委託の候補者（優先交渉権者）として選定する。

2 業務概要

- (1) 業務の名称：市立川西病院跡地活用基本方針策定業務
- (2) 業務内容：別添「市立川西病院跡地活用基本方針策定業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 委託期間：契約締結日から令和5年3月31日まで
- (4) 委託上限額 7,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）
提案の内容にかかわらず、この上限額を超える提案は受け付けない。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる事業者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 参加者に関する要件
 - ア 本市の令和元年～令和3年一般競争入札等参加有資格者名簿の当該契約に対応するとして定めた業種（登録部門：都市計画及び地方計画 登録事業コード：C13）について掲載されている者で、本市で指名停止の措置を受けていないものであること。
 - イ 大阪府又は兵庫県に本社あるいは支店等を設置する法人であること。
 - ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く）でないこと。
 - オ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く）でないこと。
 - カ 川西市暴力団排除に関する条例（平成24年川西市条例第5号）第2条第1号から第3号までのいずれにも該当しない者であること。

4 選定スケジュール

- (1) 実施要領の公開 令和 3 年 6 月 1 日 (火)
- (2) 質問書の受付及び回答
 - 質問書の受付：令和 3 年 6 月 4 日 (金) 17 時まで (必着)
 - 回答：令和 3 年 6 月 8 日 (火) に市ホームページに掲載
- (3) 参加申込書等の提出 令和 3 年 6 月 11 日 (金) 17 時まで (必着)
- (4) 企画提案書等の受付 令和 3 年 6 月 21 日 (月) 17 時まで (必着)
- (5) プレゼンテーション 令和 3 年 6 月 24 日 (木) を予定
- (6) 審査結果の通知 令和 3 年 6 月 28 日 (月) を予定

5 質問の受付及び回答

本実施要領及び別添仕様書等に関し、不明な点がある場合は質問書 (様式 6) を提出すること。

- (1) 提出期限 令和 3 年 6 月 4 日 (金) 17 時 00 分まで
- (2) 提出方法 質問書 (様式 6) を電子メールにより提出すること。
- (3) 提出先 〒666-8501 川西市中央町 12 番 1 号
川西市福祉部地域福祉課 (市役所 1 階 13 番)
TEL : 072-740-1172 (直通) 担当 : 林、曾我、坂本
(E メール : kawa0027@city.kawanishi.lg.jp)
- (4) 回答方法 令和 3 年 6 月 8 日 (火) に市ホームページに掲載する。
質問がなかった場合は、その旨を掲載
トップページ > 事業者向け > 入札・契約 > プロポーザル > 川西市立病院跡地
活用基本方針策定業務に係る公募型プロポーザル実施について

6 参加申込書等の提出

- (1) 提出期限 令和 3 年 6 月 11 日 (金) 17 時 00 分まで
- (2) 提出書類
 - 参加申込書 (様式 1)
 - 会社概要書 (様式 2)
 - 業務実績書 (様式 3)
 - 業務実施体制 (様式 4)
- (3) 提出部数 正本 1 部
- (4) 提出方法 持参又は郵送 (必着) による。
- (5) 提出先 前記 5 (3) と同様
- (6) 参加資格審査等 参加資格審査を行い、要件を満たしていると認められるときは、事業者の参加資格を認定するものとする。なお、審査の結果、要件を満たしておらず、事業者の参加資格を認定しない場合は、令和 3 年 6 月 14 日 (月) まで

にその旨を通知する。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出期限 令和3年6月21日(月)17時00分まで

なお、期限までに提出がない場合は、辞退したものとみなす。

(2) 提出書類

- ・企画提案書表紙(様式5)
- ・企画提案書(任意様式とする)
- ・業務工程表(任意様式)
- ・見積書(任意様式)

見積金額は、契約希望の110分の100で記載すること(税抜きで記載)。なお、契約締結に際しては、落札金額に10%を加算した額で契約を行う。

- ・原則としてA4版で作成する
- ・提案内容は20ページ以内(表紙、目次は別)とする。
- ・仕様書2の(2)の業務内容に沿って、2の(3)基本構想(案)に規定する事項、(4)サウンディング調査実施への支援業務を踏まえて作成すること。
- ・提案内容には、必要に応じて根拠となる資料等を示しつつ、その有効性や妥当性を具体的に記載すること。
- ・また、各業務に関して、一定の知見、有益な独自のツールやネットワークがあることについて具体的に記載すること。
- ・なお、業務内容に関して独自の提案がある場合は、その内容を具体的に記載すること。

会社名の記載はご遠慮ください。

(3) 提出部数 正本1部 副本8部、電子データ(CD-R)

(4) 提出方法 持参又は郵送(必着)による。

(5) 提出先 前記5(3)と同様

8 事業者の選定

(1) 一次選定

原則として応募者が5団体を超えた場合は、市が選定する選定委員会において、業務実績、企画提案書、見積額等による一次審査を行い、上位5団体を選定する。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング

一次選定入選者によりプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

ア 実施日時・場所

令和3年6月24日(木)(予定)

ただし、別途正式決定し、参加申込書(様式1)に記載されたメールアドレス宛てに電子メールで通知する。

イ 実施時間

1 事業者につき 35 分以内（プレゼンテーション 25 分以内、質疑応答 10 分以内とする。）

ウ その他

- ・プレゼンテーション及びヒアリングは、非公開とする。
- ・プレゼンテーションは、本業務に直接携わる予定担当者が行い、出席者数は 3 名以内とする。プロジェクタ用スクリーンは市で用意する。
- ・プレゼンテーション及びヒアリングの日時、会場、留意事項等は、企画提案書等の提出後、別途通知する。

(3) 2次選定方法

ア 事業者の選定は、選定委員会が前記 2（1）に係る委託事業者を選定する

イ 企画提案書等提出書類及びプレゼンテーションの内容を審査し、最高得点者を受託候補者とし、次に得点の高かった者を次点の事業者として選定する。

ウ 選定の理由、選定結果に対する問い合わせ、異議等には、一切応じない。

(4) 2次選定基準

審査委員会において、書類審査、企画提案書審査及びプレゼンテーションにより審査を行う。審査に当たっては、別紙評価基準により判断することとし、評点の高い提案者を選定し、審査委員会で協議の上、予算の範囲内で最も優れた提案を行ったと認める 1 社を委託先候補者として決定する。なお、参加事業者が 1 社の場合でも、同様の審査を行ったうえで委託先候補者として決定する。

(5) 2次選定結果の公表

選定結果は市ホームページで公表するとともに全ての参加事業者に文書で通知する。

なお、選定結果については、最高得点者の企業名・点数を最高得点者以外の参加者については点数のみを市ホームページで公表する。

9 契約の締結

前記 8（2）により委託業務の候補者として選定された事業者と提出された見積書（任意様式）を基に契約を行うものとする。また、辞退その他の理由（地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当した場合又は川西市から委託業務契約に係る指名停止を受けることとなった場合等）で契約できない場合、次点の者と契約の交渉を行う。

10 失格条項等

以下の要件のいずれかに該当する場合は、失格となる場合がある。

(1) 参加資格及び業務実施上の要件を満たしていない場合

(2) 提出書類の様式、提出期限、提出場所、提出方法に適合しない場合

- (3) 提出書類の全部又は一部が提出されていない場合
- (4) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられている場合
- (6) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- (7) 提出書類が仕様書等に示された条件に適合しない場合
- (8) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (9) その他、選定委員会が社会通念に照らし失格にあたる事由があると認めた場合

11 その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要した費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- (3) 提出後の書類の修正等は、提出期限内においてのみ可能とする。
- (4) プレゼンテーション及びヒアリングでの発言・提案内容は、契約条件（事業者が達成すべき業務水準）として採用されるため留意すること。
- (5) 提出書類は返却しない。
- (6) 提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (7) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、川西市情報公開条例（平成4年条例第8号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (8) 参加者は、川西市契約規則等を熟読し、その内容を十分承知したうえで参加すること。なお、契約に係る例規等については以下（市ホームページ）で確認すること。
<http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/business/nyusatsu/nyusatsukeiyaku/index.html>
- (9) 提出期限までに参加申込書等を提出しない者及び本プロポーザルへの参加資格を認定しない旨の通知を受けた者は、企画提案書を提出できないものとする。
- (10) 参加申込書及び企画提案書等の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、参加者の負担とする。

12 問合せ先

〒666-8501 川西市中央町 12 番 1 号

川西市福祉部地域福祉課（市役所 1 階 13 番）担当：林、曾我、坂本

TEL：072-740-1172（直通）担当：

（E メール：kawa0027@city.kawanishi.lg.jp）